

平成30年3月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

P E T ボトル再商品化実施料金の計算方法

「再商品化実施料金」は、P E T ボトル再商品化実施契約書に基づき、再商品化製品利用事業者への販売（引き渡し）実績報告書の記載量をベースに算出しております。その計算方法は下記の通りです。

記

1. 前提

P E T ボトル再商品化実施料金は各市町村・一部事務組合からの引き取り実績報告量と再商品化製品利用事業者への販売（引き渡し）実績報告量をもとに、各工場別に以下の計算方法により算出されます。実施料金計算の基準となる再商品化数量は再商品化製品利用事業者への販売（引き渡し）実績報告量をもとにして、各市町村・一部事務組合から分別基準適合物の引き取り実績報告量を上限として計算されますので、各々正しく報告してください。

2. 再商品化数量

再商品化実施料金の計算対象となる再商品化数量とは、製品受領書で報告される再商品化製品利用事業者への販売（引き渡し）実績報告量を入札書に記載された再商品化率で除した数量とします。

（例）

①再商品化製品利用事業者への販売（引き渡し）実績報告量 35kg

②再商品化率 70%

*契約対象となっている保管施設ごとに再商品化率が異なる場合は、各市町村・組合からの当月の引き取り実績報告量と前月の在庫（繰越量）を加算した在庫数量をもとにした加重平均によりもとめます。

③再商品化数量 $(① \div ②) = 35\text{kg} \div 70\% = 50\text{kg}$

なお、上記再商品化数量は各市町村・組合からの分別基準適合物の引き取り実績報告量を上限としています。したがって、

- (1) 再商品化数量が市町村・組合からの引き取り量より少ない場合
→ 引き取り量の余剰分は次月以降の引き取り量に加算します。
- (2) 再商品化数量のほうが市町村・組合からの引き取り量より多くなった場合
→ 引き取り量を超過した分は支払いの対象とはなりません。

3. 再商品化数量の按分

当月の再商品化数量を各市町村・組合の保管施設からの引きとった分別基準適合物の量（引き取り量）に応じて按分します。この按分した再商品化量に対して委託単価（消費税抜き）を乗じたものが再商品化実施料金（消費税抜き）となります。

(1) 各市町村・組合の月末在庫数量の算出

当月の各市町村・組合からの引き取り実績報告量と各市町村・組合に計算でもとめられた前月の在庫を加算したものが当月の各市町村・組合ごとの月末在庫数量となります。各市町村・組合の再商品化率を加味した月末在庫数量を工場ごとに合計したものが各工場の月末総在庫数量となります。

(2) 各市町村・組合の再商品化数量の算出

各市町村・組合の再商品化率を加味した月末在庫数量を月末総在庫数量で除したものが各市町村・組合の再商品化数量 (kg 未満を四捨五入) となります。

(例)

① B市の保管施設からの引き取り数量+前月より繰り越された在庫=20kg

②各工場の市町村保管施設からの総引き取り数量+前月より繰り越された総在庫=60kg

③上記2. でもとめた再商品化数量 50kg

④B市の再商品化数量按分数 (①÷②) =20kg÷60kg=1/3

⑤B市の再商品化数量 (③×④) =50kg×1/3=16.7kg→17kg

4. 委託単価

委託単価 (消費税抜き) は契約書に記載された各市町村・組合の保管施設別の単価です。

5. 再商品化実施料金

上記3. でもとめた各市町村・組合の再商品化数量に上記4. の委託単価 (消費税抜き) を乗じたものが各市町村・組合ごとの再商品化実施料金 (消費税抜き) となり、これを集計したものが再商品化実施料金 (消費税抜き) となります。再商品化実施料金 (消費税抜き) が、正数 (プラス) の場合は当協会からの支払い、負数 (マイナス) の場合は当協会への支払いとなります。支払日は、いずれの場合も5日期限 (5日が土・日曜日、祝日にあたる場合、資料9を参照のこと) の報告分について同月末日の支払いとなります。(PETボトル再商品化実施契約書第22条参照)

なお、再商品化実施料金 (消費税込み) のお支払いにあたって、委託単価が有償の場合には、消費税率を乗じた金額をご請求します。また、委託単価が逆有償の場合は消費税率を乗じた金額をお支払いします。

以上